

# 介護保険制度のお知らせ

## 平成27年度保険料等について

介護保険制度は創設以来、3年毎に制度改正が行われています。  
平成27年度は制度改正の年となり、様々な変更がありますのでお知らせします。

### ■第1号被保険者の介護保険料が改定されます

3年間の介護に必要なサービス量を推計し、これにかかる費用などから算出した基準額をもとに、所得に応じて決まります。

平成27年度から平成29年度までの介護保険料基準月額 4,200円

この基準月額を基に、世帯の所得によって介護保険料が決まります。

段階	対象者(第1号被保険者)	負担割合	年間保険料(月額)
第1段階	・生活保護を受けている方 ・世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者または年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.45	22,680円 (1,890円)
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超えて120万円以下の方	0.625	31,500円 (2,625円)
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	0.75	37,800円 (3,150円)
第4段階	本人が住民税非課税(世帯に課税者がいる場合)で、年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.875	44,100円 (3,675円)
第5段階	本人が住民税非課税(世帯に課税者がいる場合)で、年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方	1.00 基準額	50,400円 (4,200円)
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	1.20	60,480円 (5,040円)
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	1.30	65,520円 (5,460円)
第8段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	1.50	75,600円 (6,300円)
第9段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が290万円以上の方	1.70	85,680円 (7,140円)

※第1号被保険者は65歳以上の方です。

※保険料段階がこれまでの6段階から9段階に変更になりました。

※保険料段階第1段階の方については、公費を投入して介護保険料の負担軽減が図られています。

※平成27年度の介護保険料については、7月上旬に送付される「介護保険料特別徴収通知書」または「介護保険料納付通知書」でご確認ください。